鹿角市水道事業の設置等に関する条例及び鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３７号

鹿角市水道事業の設置等に関する条例及び鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（鹿角市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　鹿角市水道事業の設置等に関する条例（昭和 47 年鹿角市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） **第５条**　法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２の９第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） **第５条**　法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２の８第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

（鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　鹿角市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年鹿角市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除）	（議会の同意を要する賠償責任の免除）

改正後	改正前
第８条　法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２の９第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	**第８条**　法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２の８第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

附　則

この条例は、令和８年９月 24 日から施行する。